徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
法制監察課

定期第１００８号 令和８年１１月２日発行

目　　次

【告示】

番号	表題	担当課名
５５０	林業種苗法の規定に基づく講習会を開催する件	林業振興課 木材需要・生産拡大室
５５１	漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための事前届出があった件	漁業管理調整課
５５２	同	同
５５３	建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があった件	住宅課

【公告】

番号	表題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用政策課
	同	同

徳島県告示第５５０号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第１項の規定により、生産事業者の登録を受けようとする者を対象者として、講習会を次のとおり開催する。

令和８年11月２日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

日　　時	講　習　内　容	場　　所
令和８年11月25日（水曜日） 午前10時から午後５時まで	１　種苗に関する法令 ２　種苗の産地及び系統に関する事項 ３　種苗の生産技術に関する事項	名西郡石井町石井字石井1660番地 徳島県立農林水産総合技術支援センター

徳島県告示第５５１号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第１１２条第１項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第５条第３項の規定により、次の１のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の２により縦覧に供する。

令和８年11月２日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

（大浦加入区）

１　届出事項

⑴　発起人の住所及び氏名

鳴門市北灘町鳥ケ丸字トノムラ37－１　中野　誠司

同　　大浦字小谷10　　松家　正志

⑵　加入区

大浦加入区

⑶　法第１１３条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

北灘漁業協同組合

２　指定漁船調書の縦覧

⑴　縦覧期間

令和８年11月２日から同月16日まで

⑵　縦覧場所

鳴門市北灘町宿毛谷字相ケ谷１番地１

北灘漁業協同組合

徳島県告示第５５２号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第１１２条第１項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第５条第３項の規定により、次の１のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の２により縦覧に供する。

令和８年11月２日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

（和田島加入区）

１　届出事項

⑴　発起人の住所及び氏名

小松島市和田島町字外開１１５　　安部　勇

同　　字遠見85－21　太田　郁生

⑵　加入区

和田島加入区

⑶　法第１１３条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

和田島漁業協同組合

２　指定漁船調書の縦覧

⑴　縦覧期間

令和８年11月２日から同月16日まで

⑵　縦覧場所

小松島市和田島町字西浜手10－33

和田島漁業協同組合

徳島県告示第553号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の８第２項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第４項の規定により次のとおり公示する。

令和８年11月２日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿一丁目８番１号

２　構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前

事 務 所	所　　在　　地
岡山事務所	岡山市北区内山下一丁目３番19号

変更後

事 務 所	所　　在　　地
岡山事務所	岡山市北区磨屋町３番10号

３　変更する日

令和８年11月２日

公　　告

徳島健康生活協同組合職員労働組合から2026年秋闘の要求に関して令和８年11月３日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第４７８号）第10条の４第４項の規定により公告する。

令和８年11月２日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

徳島市下助任町４丁目９番地
　徳島健康生協本部
徳島市下助任町４丁目９番地
　徳島健康生協健康づくり事業部
徳島市下助任町４丁目９番地
　徳島健生病院
三好市井川町吉岡１２７−２
　健生西部診療所
阿南市津乃峰町新浜12
　健生阿南診療所
板野郡北島町中村字東開14−１
　健生きたじまクリニック
名西郡石井町高川原字高川原2155番
　健生石井クリニック
徳島市北前川町５丁目10
　健生歯科
鳴門市撫養町木津字西小沖７３２−２
　健生歯科なると
徳島市吉野本町６丁目30−４
　健生在宅ケアセンター
徳島市吉野本町６丁目30−４
　健生さわやか在宅介護支援センター
徳島市吉野本町６丁目30−４
　とくしま健生ヘルパーステーション
徳島市吉野本町６丁目30−４
　とくしま健生デイサービスセンター
徳島市下助任町４丁目９番地
　健生かがやき在宅介護支援センター
名西郡石井町高川原字高川原2155番
　健生石井老健うぐいす
徳島市下助任町４丁目９番地
　とくしま健生訪問看護ステーション
三好市井川町吉岡１６１−１
　西部健生訪問看護ステーション

三好市山城町大川持字中ハシ５８３−４
　山城健生訪問看護ステーション

公　　告

鳴門病院労働組合から秋闘・年末一時金の要求に関して令和８年11月５日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第４７８号）第10条の４第４項の規定により公告する。

令和８年11月２日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

鳴門市撫養町黒崎小谷32番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場